

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法入用）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	--------	--------------------

各数値の計算根拠については寄附者名簿記載例（相対値）を参照してください（→52頁）。

1 基準限度額（記載例の寄附者名簿は1事業年度のみですが、申請時には実績判定期間中の全ての寄附を合算します。）

受入寄附金総額	④	5,000,675円
休眠預金等交付金関係助成金	⑤	1,000,000円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額を控除した金額の10%相当額（ $((A)-B) \times 10\%$ ））	⑥	400,067円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額を控除した金額の50%相当額（ $((A)-B) \times 50\%$ ））	⑦	2,000,337円

計算方法については55頁<参考>をご参照ください。

小数点以下は切り捨てます。

2 受入寄附金総額の内訳

寄附金の合計額が20万円以上の役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については④）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
新宿 一郎	理事	() 350,000円	() 350,000円	() 0円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	⑤	() 350,000円	() 350,000円	() 0円
⑤欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 ⑥	() 1,200,000円	() 1,200,000円	() 0円
	⑥欄以外の者 ⑦	() 2,450,675円	() 2,050,809円	() 399,866円
休眠預金等交付金関係助成金	⑧	() 1,000,000円		
合計（⑤+⑥+⑦+⑧）	①	() 5,000,675円		() 399,866円

小規模法人の特例では役員の三親等以内の親族からの寄附があっても、その役員の同一の寄附とみなす必要がありません。そのため、役員本人からの寄附のみで20万円以上となる役員について記載します。

基準限度超過額の合計を記載します（52頁の寄附者名簿ではNo.75とNo.76が基準限度超過に該当します）。

④欄の金額と一致します。

第1表付表2は相対値基準・原則と共通となります（→56頁）。